

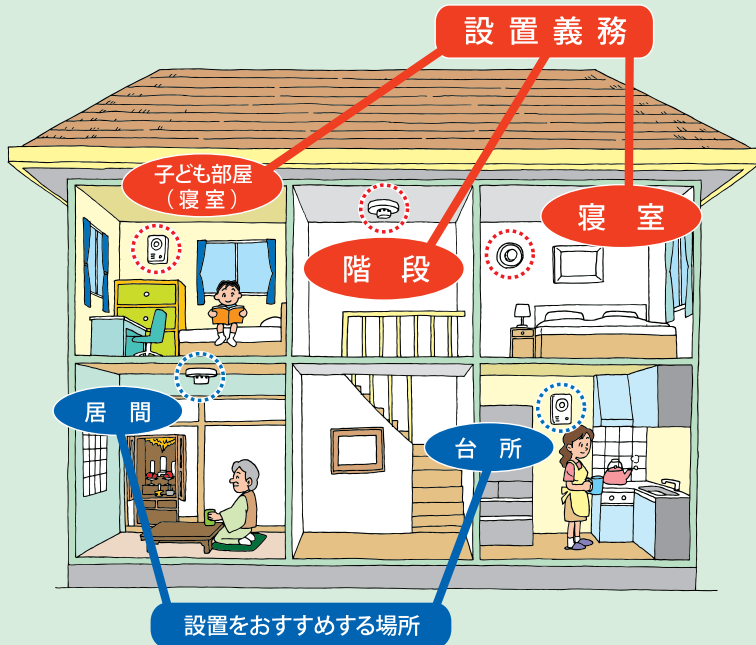
住宅用火災警報器を設置しましょう

火災から「尊い生命」を守るため、消防法が改正され、新築住宅については、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

また、既存の住宅についても平成21年6月1日から島根地域広域市町村圏組合火災予防条例に基づき、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

全国の住宅火災で死亡する半数以上が65歳以上の高齢者でその死亡に至った原因の6割が逃げ遅れによるものという結果が出ています。あなたや家族の命を守る住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の設置場所をチェック



住宅用火災警報器とは

住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、煙を感知して火災の発生を警報音または音声で知らせる煙式の火災警報器のことです。
※耳の不自由な人は、光を発する機器などを取り付けることもできます

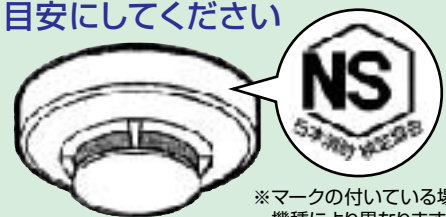
住宅用火災警報器の設置場所

- 寝室**…普段就寝に使用しているすべての部屋（子ども部屋や高齢者の居室なども就寝に使用している場合は設置する）
 - 階段**…寝室がある階の階段（一階部分や屋外階段は除く）
 - 台所**…設置義務はありませんが火災が発生する恐れが大いなので、できるだけ設置してください
- ※このほかにも、住宅の条件、規模によって設置が必要となる場合がありますので、消防本部予防課へ問い合わせてください

購入時の注意

住宅用火災警報器は、防災機器

購入の際には、このマークを目安にしてください



※マークの付いている場所は機種により異なります

販売所や家電販売店・量販店などで購入できます。
住宅用火災警報器の品質を保証する日本消防検定協会の鑑定マーク「NSマーク」が図のように付いていますので、購入の目安にしてください。

住宅用火災警報器の悪質訪問販売に注意

全国で発生している悪質な訪問販売による住宅用火災警報器販売は、主に一般家庭（特に高齢者の一人暮らしの住宅）を狙って巧妙な手口で訪問販売を行い、高額な料金を請求するというものです。
契約を急がせる事業者は要注意です。その場ですぐに契約せず、家族などに相談しましょう。
なお、悪質な訪問販売によって住宅用火災警報器を購入した場合、クーリング・オフ制度の対象となり、契約日から8日以内であれば、契約を解除できますので、契約書や領収書は確実に保管しておきましょう。

相談・問い合わせ先

- 市民生活グループ交通防災班
(☎ 1111 内線241)
- 島根地域広域市町村圏組合 消防本部予防課 (☎ 5857)